

令和8年度桂川町結婚新生活支援補助金に関するQ&A

Q1

桂川町で婚姻届を提出しなければ、補助の対象になりませんか。

A 1

婚姻後の住居が桂川町であれば、他市町村で婚姻届を提出しても対象になります。

Q2

離婚した場合は、補助金を返還しなければいけませんか。

A 2

基本的には返還の必要はありません。しかし、偽装結婚等の不当な実態が確認された場合は、返還の対象になります。

Q3

再婚の場合も対象になりますか。

A 3

対象になります。

Q4

勤務先から住居手当が支給されている場合は、どうなりますか。

A 4

住居手当を差し引いた額が補助対象になります。

Q5

夫婦の一方又は双方が外国籍の場合も対象になりますか。

A 5

日本方式の婚姻をしていれば、対象になります。

外国方式の婚姻をしている場合は、戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象になります。

Q6

生活保護受給世帯も対象になりますか。

A 6

対象になります。

ただし、本補助金の対象となる経費について、生活保護による生活扶助又は住宅扶助等そ

の他の扶助を受給している場合は、その受給分は補助対象外になります。

Q7

婚姻届提出前の住居費や引っ越し費用は、補助の対象になりますか。

A 7

住居費については、婚姻を機として賃借した住宅であって、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内である場合は、4月1日以降に支払った費用が補助対象になります。

引っ越しについては、婚姻を機とした引っ越しであって、その引っ越し日が婚姻日から起算して1年以内である場合は、4月1日以降に支払った費用が補助対象になります。

Q8

婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合は補助対象になりますか。

A 8

対象になりますが、婚姻を機に同居を開始した時から生じた費用に限ります。

Q9

引っ越し費用について対象になるのはどのような費用ですか。

A 9

引っ越し業者や運送業者を利用して行った引っ越しの費用が補助の対象になります。

(補助対象外の例)

不用品の処分費用、自らレンタカーを借りての引っ越し、友人に頼む等による引っ越し

Q10

月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合はどうすればよいですか。

A 10

住居の賃貸借契約に基づく支払いであり、駐車場代金が住居の賃料と切り分けができない場合は駐車場代金を含め、補助対象になります。

なお、契約書等により駐車場代金相当額が確認できる場合は、当該金額を月々の賃料から差し引いた金額が補助対象になります。